

パブリックコメント「(仮称)小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例(案)」に係る意見募集

環境対策課 (〒485-8650 住所不要)
☎ 76-1181、☎ 72-2340、
✉ kankyout@city.komaki.lg.jp

■ 意見募集の趣旨

近年、地域における人口減少や少子高齢化、核家族化などを背景に、居住その他の使用がなされていない空き家が増加し、適切な管理が行われていないことにより、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家が問題となっています。

こうした空き家問題に対処すべく、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)が平成26年11月に公布され、平成27年5月に全面施行されました。

一方、空き家だけではなく、現に居住している家屋やその敷地内に廃棄物を堆積していることによる悪臭や通行の障害、また、適切に管理されていない空き地において雑草や立木が繁茂していることによる害虫の発生や火災のおそれなども地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、問題となっています。

そこで、市では、市内の建築物等及び空き地の適切な管理に関する多様な問題に対して総合的に対応できる条例を制定することとし、条例(案)について市民の方からご意見を募集します。

■ 意見の提出方法

8月17日(火)～9月16日(木)(必着)に、所定の用紙(閲覧場所または市ホームページに用意)に住所、氏名、意見を記入し、郵送、FAX、メールまたは直接環境対策課

■ 閲覧場所

市ホームページ、環境対策課、情報公開コーナー(本庁舎1階)、東部・味噌・北里の各市民センター
※閉庁時および閉庁日は市ホームページのみの閲覧となります。

市からの お知らせ

8月は愛知県食品衛生月間です

愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課
☎ 052-954-6249

高温多湿の夏季は、食中毒の原因となる細菌が増殖しやすい時期であり、細菌性食中毒の発生が増加する傾向があります。食中毒を予防するためには、細菌を①つけない、②増やさない、③やっつける「食中毒予防の三原則」を守ることが重要です。この三原則を念頭に置いて食中毒を予防しましょう。

コロナ禍でテイクアウト、デリバリーを利用される方も多くなっています。テイクアウトした食品は持ち運び時間を短くする、デリバリー食品は時間に合わせて注文するなどして、買ってから速やかに食べるようにしましょう。すぐ食べることができない時は必ず冷蔵庫で保管しましょう。食べる前はよく手を洗いましょう。



全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施

名古屋法務局人権擁護部 ☎ 052-952-8111・内線 1483

いじめ、虐待など、子どもの人権に関わる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

とき 8月27日(金)～9月2日(木)午前8時30分～午後7時
ただし、8月28日(土)・29日(日)は午前10時～午後5時

※強化週間以外でも相談を受け付けています。

平日 午前8時30分～午後5時15分

相談専用電話 (子どもの人権110番)

☎ 0120-007-110 (電話代はかかりません)



8月分修理再生品

ご希望の方に有料でお渡しします。当選の際は防犯登録料 600 円と自転車代金 4,400 円が必要となります。

申込者多数の場合は、9月5日(日)午前10時からプラザハウスで公開抽選を行います。

抽選の結果は当選者へのみ郵送でお知らせします。当選後の辞退はご遠慮ください。

修理再生品 自転車3台

対象 18歳以上で市内在住の方(1世帯1品)

申込み 8月31日(火)までに、所定の用紙でプラザハウス、ごみ政策課、東部・味岡・北里の各市民

プラザハウス (☎78-5016)

センターから申し込んでください。

また必要事項をご記入のうえメールで申し込むこともできます。詳しくは、市ホームページ(QRコード)をご覧ください。

実物はプラザハウスにて展示しています。



知ってる?在宅医療

在宅医療を支えている専門職の人たち

【医師】 定期的に訪問し、診療や治療を行います。また、在宅医療にかかわる医療関係者に適切な指示をだします。

【看護師】 「訪問看護ステーション」に所属する看護師が自宅に訪問し、様々なケアを実際に行います。

【歯科医師】【歯科衛生士】 虫歯や歯周病などの治療・入れ歯の調整・飲み込みの改善・口腔ケアを行います。

【薬剤師】 薬剤師が訪問し、服薬指導、服薬状況のチェック、保管方法の指導などを行います。

【理学療法士】【作業療法士】【言語聴覚士】

日常動作訓練、摂食・嚥下訓練など必要なりハビリテーションを行います。

【管理栄養士】 栄養管理・調理指導など、食事の全般をサポートします。

その他、多職種専門職がチームで在宅療養を支えています。



「在宅医療・介護連携サポートセンター」は、市医師会・小牧第一病院の協力のもと、小牧第一病院内に市が設置する相談窓口です。在宅医療・介護に関する相談は、在宅医療・介護連携サポートセンター(☎77-0333)へ。

小牧市消費生活センター

☎76-1119 月～金曜日

※閉庁日を除く

午前10時～正午、午後1時～4時30分



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター 「イヤヤン」

～特殊詐欺にご注意を～

消費者トラブル情報

特殊詐欺かも? 必ず誰かに相談を!!

「利用した覚えのないサービスの料金請求が電子メールで届いた」「訴訟最終告知と記載された封書やハガキが届いた」「裁判所から訴状が届いた」など、高額な支払いを要求されるトラブルに困っていませんか?

それは詐欺かもしれません。

対面することなく相手を信用させ、お金やキャッシュカードをだましとる特殊詐欺が急増しています。

★消費者へのアドバイス

● 請求内容を冷静に確認し、サービスを利用したことがあるかどうかをよく確認しましょう。

● お金を要求するメールや封書に記載された電話番号には連絡しない。

● 裁判所等の公的機関からメールや封書が届いた場合は、一度正しい電話番号を調べ、その公的機関へ直接真偽を確認してください。

● 裁判所などは「未納料金などの支払い」名目で、電子マネー(プリペイドカード)を購入させることは絶対にありません。

● 第三者に絶対に現金やキャッシュカードを渡さない。暗証番号を教えない。

● 一人で抱え込まず、まずは誰かに相談しましょう。

● 不安に思った場合やトラブルになった場合は、すぐに消費生活センター、または☎1-800(イヤヤン)(消費者ホットライン)に相談しましょう。